

MIC Ministry of Internal Affairs

平成24年8月31日 (局長:宮島守男)

洪水時における避難確保に関する行政評価・監視 一地下街等及び災害時要援護者関連施設を中心として一

<調査結果に基づく改善通知>

関東管区行政評価局は、地域の住民生活に密着した行政上の問題点を取り上げ、 行政運営の改善を図るため、行政評価・監視を実施しています。

今回、洪水発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る観点から、国、都県及び市区町村等における業務の実施状況等について平成24年4月から調査を実施し、その結果を取りまとめ、関東地方整備局に必要な改善措置について通知することとしましたので、公表します。

〈本件照会先〉

総務省関東管区行政評価局 第二部第1評価監視官 藤原

> 電話: 048-600-2329 FAX: 048-600-2338

調査の概要

調査の背景等

- 関東地方では台風や梅雨前線等に伴う集中豪雨による水害が発生し(平成16年10月、17年9月)、浸水被害が多数発生
- 〇 水防法の改正(平成13年、17年)により、市区町村は、地域防災計画において、浸水想定区域内に所在する、地下街等の名称及び所在地、災害時要援護者関連施設の名称及び所在地、地下街等及び災害時要援護者関連施設(以下「対象施設」という。)に対する洪水予報等の伝達方法を定めるほか、地下街等の所有者又は管理者には、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するための計画作成を義務付け
- 〇 今回、洪水時における円滑かつ迅速な避難を図る観点から、国、都県及び市区町村等における体制、業務の実施状況を調査 【調査対象機関等】関東地方整備局、都県、11市区町村、地下街等の所有者又は管理者

【調査時期】平成24年4月~7月

主要調査結果

- 1 市区町村地域防災計画(以下「地域防災計画」という。)上の対象施設として、公立施設のみを定めている、あるいは、対象施設を把握しているものの、同計画への明示が遅れている市区町村がある。
- 2 情報伝達体制を整備しているが、通信訓練の範囲が地域防災計画に定める施設数(147施設)の65パーセント(95施設)に止まっている、 あるいは防災情報メールを有効に活用していない市区町村がある。
- 3 関東地方整備局が行う洪水予報伝達演習においては、地域防災計画に定めている災害時要援護者関連施設(133施設)を洪水予報演習の対象としていない、あるいは、地域防災計画に対象施設として地下鉄駅5施設、災害時要援護者関連施設として147施設を定めているが、これらの施設を演習の対象としない一方で、地域防災計画に対象施設として定めていない3施設(地下駐車場及び地下店舗)を対象に演習を実施している市区町村がある。
- 4 地域防災計画に定めている地下街等26施設のうち、避難確保計画が未報告である11施設の中には、市区町村が管理する施設のほか、 市区町村地域防災会議の構成員である鉄道事業者の施設が含まれている市区町村がある。

 $\qquad \qquad \Longrightarrow$

関東地方整備局は、引き続き水害の被害軽減を図るため、1)市区町村地域防災計画に定める対象施設の範囲の適正化、2)地域防災計画に定める対象施設への情報伝達体制整備の一層の推進、3)関東地方整備局が行う洪水予報等伝達演習の適切かつ効果的な実施、4)避難確保計画作成の促進等について、自治事務であることを尊重しつつ、市区町村に対し、災害情報協議会等を通じて技術的助言を行うことが望ましい。

【通知日】平成24年8月31日

【通知先】関東地方整備局

1 市区町村地域防災計画に定める対象施設の範囲の適正化

制度の概要等

【地域防災計画における対象施設】(水防法第15条第1項)

- 市区町村防災会議が、地域性を踏まえ、防災上の必要が高い地下街、 養護老人ホーム等を決定
- 地域防災計画に名称及び所在地を明示
- 一水防法改正法施行通知の例示ー

(地下街等)

- 地下街のほか、地下鉄駅、デパートの地下売場等従業員以外の不特定かつ多数の者が利用しているため、あらかじめ必要な措置を講じなければ浸水が発生した場合に利用者を円滑かつ迅速な避難させることが困難であり、大きな被害が想定されるような建築物の地階部分
- (災害時要援護者関連施設)
- 養護老人ホーム等の老人福祉施設、身体障害者更生施設・身体障害者療護施設等の身体障害者更生援護施設、助産施設・保育所等の児童福祉施設、病院等の医療施設及び盲学校・聾学校等の学校等

調査結果

- 民間施設が所在していることは認識しているが、公立施設のみを災害時要援護者関連施設として地域防災計画に定めている。(1市区町村)。
- 平成20年3月現在で、規定のため の準備が行われていると公表されて いる調査対象市区町村の中には、未 だ地域防災計画に対象施設を明示し ていないものあり(2市区町村)。



改善通知事項の要旨

関東地方整備局は、引き続き水害の被害軽減を図るため、市区町村における対象施設の把握及び地域防災計画への対象施設の規定については、自治事務であることを尊重しつつ、市区町村における地域防災計画への取組状況の把握に努めるとともに、以下の事項について市区町村に対し、災害に関する情報の交換等を目的とした国及び地方自治体からなる災害情報協議会等を通じて技術的助言を行うことが望ましい。

- ① 地域防災計画に定める対象施設の範囲を適切なものとすることについて
- ② 地域防災計画の取組が進んでいない市区町村が、すみやかに取組の促進を図れるようにすることについて

2 地域防災計画に定める対象施設への情報伝達体制整備の一層の促進

制度の概要等

【地域防災計画における対象施設への情報 伝達】(水防法第15条第2項)

- 市区町村は、地域防災計画において浸水 想定区域における対象施設への洪水予報 等伝達方法を規定
- 地下街等は、地上と比較して格段に水位 の上昇が早く、不特定多数の者が利用する こともあって、避難に多くの時間を要する。
- 災害時要援護者関連施設を利用する高 齢者及び幼児等は一般の住民よりも避難 に多くの時間を要する。

調査結果

- 地域防災無線の情報伝達体制を整備しているが、通信訓練の範囲が地域防災計画に定める施設数(147施設)の65パーセント(95施設)に止まっており、残る52施設(障害者施設、幼稚園等)は通信訓練の対象とされていない(1市区町村)。
- 調査対象とした11市区町村は、一般住民向けに登録制の防災情報 メール配信サービスを行っているが、そのうち対象施設に対して防災情報メール配信サービスへの登録の勧奨を行っていないもの(7市区町村)。



改善通知事項の要旨

関東地方整備局は、引き続き水害の被害軽減を図るため、自治事務であることを尊重しつつ、市区町村における洪水予報等の対象施設に対する情報伝達体制の整備がより一層推進されるよう、市区町村に対し災害情報協議会等を通じて優良事例の紹介や必要な技術的助言を行うことが望ましい。

3 関東地方整備局が行う洪水予報等伝達演習の適切かつ効果的な実施

制度の概要等

○ 関東地方整備局は平成13年 9月27日に荒川流域地下空間 浸水危機管理連絡会を設置し、 平成14年から、荒川下流の地 下空間における洪水情報伝達 系統図に基づき、情報伝達の 範囲を地下空間及び要援護者 施設管理者までに拡大した洪 水予報伝達演習を実施

調査結果

- 〇 地域防災計画に定めている災害時要援護者関連施設(133施設)を、洪水予報伝 達演習の対象としていない (1市区町村)。
- 対象施設94施設のうち、演習対象は地下街等1施設のみとなっている(1市区町村)。
- 〇 地域防災計画に対象施設として地下鉄駅5施設、災害時要援護者関連施設として 147施設を定めているが、これらの施設を演習の対象としない一方で、地域防災計画 に対象施設として定めていない3施設(地下駐車場及び地下店舗)を対象に演習を 実施している(1市区町村)。
- 〇 地域防災計画に定めた地下街等のすべてを演習対象とし、演習の目的を事前周知しているものの、参加している地下街等所有者又は管理者の中には、演習の目的を理解していないものがある(1市区町村)。
- 地下鉄駅を伝達演習の対象としていない(1市区町村)

改善通知事項の要旨

関東地方整備局は、引き続き水害の被害軽減を図るため、水防法第15条の趣旨に鑑み、市区町村の協力を得てより実態に 即した洪水予報等伝達演習を実施することが望ましい。

4 避難確保計画作成の促進

制度の概要等

【地下街等の所有者又は管理者は、避 難確保計画の作成・公表が義務付け】 (水防法第15条第3項及び同施行規則 第3条)

- 地域防災計画に定めた地下街等の所有者又は管理者は、
 - i) 洪水時の防災体制、
 - ii)避難誘導、
- iii)避難の確保を図るための施設の 整備、
- iv)防災教育及び訓練の実施に関す る事項等

からなる避難確保計画を作成し、市区町村長に報告するとともに、公表

調査結果

- 〇 地域防災計画に定めている地下街等26施設のうち、避難確保計画が未報告である11施設の中には、市区町村庁舎、市区町村地域防災会議の構成員である鉄道事業者の施設が含まれている(1市区町村)。
- 〇 地域防災計画に定めている地下街等33施設のうち、1鉄道事業者 (3施設)は避難確保計画を作成せず、市区町村に報告していない(1市区町村)。
- 〇 地下街等の所有者又は管理者の避難確保計画の公表状況を把握していない(3市区町村)。

改善通知事項の要旨

関東地方整備局は、引き続き水害の被害軽減を図るため、自治事務であることを尊重しつつ、以下の事項について、市区町村に対し、災害情報協議会等を通じて技術的助言を行うことが望ましい。

- ① 市区町村は、避難確保計画を作成していない地下街等所有者又は管理者に対して、地下街等所有者又は管理者が、円滑かつ速やかに避難確保計画を作成し市区町村に報告できるようにするため、効果的な指導等を実施している他市区町村の 状況等の情報を提供することについて
- ② 市区町村が、地下街等所有者又は管理者が作成した避難確保計画の報告を受けた場合は、当該地下街等の所有者又は管理者において、速やかに公表を行うことが徹底されることについて

5 避難確保計画の実効性の確保

調査結果

○ 鉄道事業者作成の避難確保計画において地下鉄駅利用者の避難場所として指定された施設は、地域防災計画においては主として地域住民の避難場所とされており、避難確保計画の実効性が確保されていない(4市区町村)。

改善通知事項の要旨

関東地方整備局は、引き続き水害の被害軽減を図るため、自治事務であることを尊重しつつ、市区町村における業務の参考となるよう、災害情報協議会等を通じて他の地方自治体における取組を紹介することが望ましい。